



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月 2,200円

目 次

○ 告示

- 132 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)
- 133 " (")
- 134 " (")
- 135 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更 (")
- 136 " (")
- 137 土地改良事業の施行の同意 (農業農村整備課)
- 138 保安林の指定 (森林整備課)
- 139 " (")
- 140 " (")
- 141 " (")
- 142 保安林の指定予定の通知 (")
- 143 " (")
- 144 基本測量の終了 (技術調査課)

- 145 道路の区域変更 (道路保全課)
- 146 道路の供用開始 (")
- 147 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課)
- 148 けやき大通り第一種市街地再開発事業の規約の変更認可 (都市政策課)

○ 人事委員会告示

- 1 平成22年度和歌山県職員採用試験実施計画

○ 公告

- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)

告 示

和歌山県告示第132号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(精神通院医療)を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成22年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
堀止調剤薬局	和歌山市堀止西1-2-4	南方俊介	平成 22.2.1

和歌山県告示第133号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(精神通院医療)を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公

示する。

平成22年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
むらがき心療内科クリニック	御坊市島646-1	村垣雅代	平成 22.2.1

和歌山県告示第134号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(精神通院医療)を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公

示する。

平成22年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日

しんぐう市民薬局	新宮市蜂伏287-5	前田和秀	平成 22.2.1
----------	------------	------	--------------

和歌山県告示第135号
 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（更生医療）において、同法第64条の規定により次のとおり変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。
 平成22年2月19日
 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
医療法人邦友会 クリニックゆう	有田市宮原町須谷536-1	医療機関の名称	医療法人信遥会 たかみ クリニック	医療法人邦友会 クリニ ックゆう	平成 21.10.1

和歌山県告示第136号
 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
ステーション薬局	和歌山市美園町5丁目1-7	医療機関の所在地	和歌山市美園町5-61	和歌山市美園町5丁目1-7	平成 22.1.1

和歌山県告示第137号
 平成21年11月13日付けで協議のあった日高川町宮土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業岡本地区）の施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により同意したので、同法第96条の2第7項の規定により、この旨を公告する。
 平成22年2月19日
 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

字下村652（次の図に示す部分に限る。）、657、658の1、658の2、658の3
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第138号
 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成22年2月19日
 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第139号
 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成22年2月19日
 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字下湯川字下村652、652の1、653、654の7、654の8、654の9、654の10、654の12、654の14（次の図に示す部分に限る。）、654の15、654の18、654の33、655の1、655の2、655の3、655の4、655の5、656、657、658の1、658の2、658の3、671の1
 2 指定の目的 水源のかん養
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

1 保安林の所在場所 日高郡みなべ町西本庄字宮241の1
 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮241の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第140号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 西牟婁郡上富田町生馬字王子3542の2、3542の3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第141号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町防己字朽谷677、677の1、677の2、678、678の1、679、679の1、680（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立

木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第142号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡すさみ町柿垣内字道免263の1・236の2・237から242まで（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第143号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡すさみ町周参見字下戸川西側5096、5096の1、5097、5099の1、5101、5101の1、5098・5100・5101の4（以上3筆については次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第144号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成22年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（精密測地網高精度三次元測量作業）
- 2 作業期間 平成21年5月11日から平成22年1月22日まで
- 3 作業地域 田辺市、新宮市

和歌山県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平瀬上三栖線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市上三栖字佐本谷1032番6地先から同市上三栖字佐本谷1049番40地先まで	旧	3.00 } 7.70	96.10	
同上	新	5.70 } 19.30	96.10	

和歌山県告示第146号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 平瀬上三栖線

供用開始の区間 田辺市上三栖字佐本谷1032番6地先から同市上三栖字佐本谷1049番40地先まで

供用開始の期日 平成22年2月19日

和歌山県告示第147号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称 串本町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 串本都市計画下水道事業 串本町公共下水道
- 3 事業施行期間 自 平成4年8月7日 至 平成28年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

和歌山県告示第148号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の16第1項の規定により、けやき大通り第一種市街地再開発事業の規約の変更について認可したので、同条第2項において準用する同法第7条の15第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 第一種市街地再開発事業の名称 けやき大通り第一種市街地再開発事業
- 2 事務所の所在地 和歌山市美園町三丁目33番地
- 3 施行認可の年月日 平成20年6月17日
- 4 変更の内容 事務所の所在地
変更前 和歌山市美園町三丁目33番地
変更後 和歌山市三木町中ノ丁23番地
- 5 規約の変更の認可の年月日 平成22年2月19日

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第1号

平成22年度和歌山県職員採用試験実施計画を次のとおり

定める。

平成22年2月19日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

1 試験日程

試験名	試験案内・申込書の配布開始	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	第3次試験日	
I 種 (大学卒業程度)	平成22年4月20日予定	平成22年5月6日～ 平成22年5月28日	平成22年6月27日	平成22年8月上旬		
III 種 (高校卒業程度)	平成22年7月6日予定	平成22年8月2日～ 平成22年8月20日	平成22年9月26日	平成22年10月下旬		
第1回 警察官A	平成22年3月12日予定	平成22年4月1日～ 平成22年4月16日	平成22年5月9日	平成22年6月上旬	平成22年7月中旬	
男性						
第2回 警察官A	平成22年7月6日予定	平成22年8月2日～ 平成22年8月20日	平成22年9月19日	平成22年10月中旬	平成22年11月下旬	
						女性
警察官B						男性
						女性

2 受験資格

試験名	受験資格
I 種	次のア又はイの要件を満たす人 ア 昭和50年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人 イ 平成元年4月2日以降に生まれた人で、大学(短大を除く。)を卒業した人又は平成23年3月末日までに卒業見込みの人
III 種	昭和61年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人(大学(短大を除く。))における在学期間が2年を超える人を除く。)
警察官A	昭和53年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人で、大学(短大を除く。)を卒業した人又は平成23年3月末日までに卒業見込みの人
男性	
警察官B	昭和53年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人で、上記「警察官A」の受験資格に該当しない人

3 試験地

試験名	第1次試験	第2次試験等
I 種	和歌山市、田辺市	和歌山市
III 種	和歌山市、田辺市、新宮市	和歌山市
警察官A	男性	和歌山市 (第2次及び第3次試験)
	女性	
警察官B	男性	
	女性	

4 その他

(1) 試験区分、採用予定人員、受験資格等の詳細については、各試験ごとに要綱を定める。

なお、この計画は、都合により変更する場合がある。

(2) III種試験において、第1次試験の適性試験は廃止する。

(3) 資格免許職等職員採用選考試験、育休等任期付職員採用試験、身体障害者を対象とした職員採用選考試験等については、実施の有無を含め未定である。

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

串本町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年2月19日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

- | | |
|--|--|
| <p>1 都市計画の種類及び名称
串本都市計画下水道（串本町公共下水道）</p> <p>2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課</p> | |
|--|--|